

令和4年度
第1回郡山市少年センター運営協議会



日 時 令和4年10月 6日(木)
10時00分～
場 所 総合福祉センター
5階 集会室

次 第

あいさつ

○運営協議会

1 開 会

2 委員紹介

3 説 明

少年センター及び少年センター運営協議会について

4 会長及び副会長選任

5 議 事

(1) 報告事項

① 令和3年度少年センター事業報告について

② 令和4年度少年センター運営方針・事業計画について

(2) 協議事項

街頭補導活動のあり方について

6 その他

7 閉 会

郡山市少年センター運営協議会委員

任期：令和4年7月25日～令和6年7月24日

令和4年7月25日現在

期数	氏名	推薦団体名	備考
新任	みた まりこ 三田 眞理子	郡山市社会福祉協議会	
2期	もんま くにゆき 門馬 邦行	福島県教育庁県中教育事務所	
新任	せぎね ひろふさ 関根 宏房	郡山市小中学校長会	
新任	まくた ひろあき 幕田 宙晃	郡山市PTA連合会	
2期	さかい ひでかず 酒井 秀和	郡山警察署	
新任	さいとう けい 齋藤 恵	郡山北警察署	
2期	つかだ かよ 塚田 佳代	福島家庭裁判所	
新任	たきた つとむ 瀧田 勉	郡山市補導員会	
2期	でん おれい 傳 お麗	郡山市青少年健全育成推進協議会	
3期	かんの はるひこ 菅野 晴彦	柳町自治会	
新任	やまき さぶろう 八巻 三郎	公募委員	

(敬称略)

郡山市少年センターの概要

【少年センターの目的】

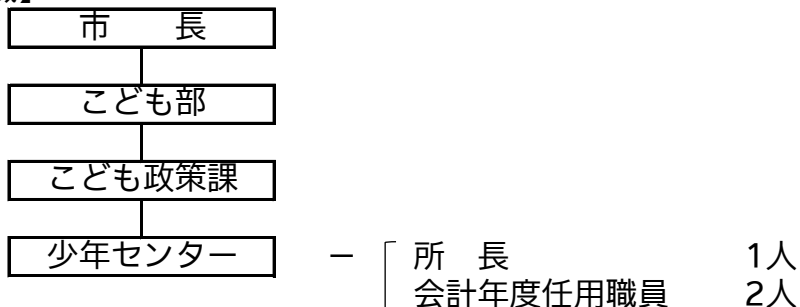
「地方自治法第244条第1項の規定に基づき、少年の非行防止とその健全な育成を図るため、少年センターを設置する。」（郡山市少年センター条例第1条）

【少年センターの事業】

郡山市少年センター条例第3条に規定

- (1) 街頭補導
- (2) 少年相談
- (3) その他必要な事業

【組織】



【事業概要】

(1) 街頭補導

少年を被害や事故から守り、非行化を防止して健全に育成するため、問題の起きやすい場所、たまり場、危険な場所などを巡回し、問題を抱えた少年または問題を起こしそうな少年の早期発見、早期補導を行う。

(2) 少年相談

少年本人、保護者、知人、雇い主、補導員その他から進路、家庭、交友、学校等の相談の一次的な窓口として幅広く受け付け、適切な対応を行う。

(3) その他必要な事業

少年をとりまく有害な社会環境等を改善する環境浄化活動や青少年健全育成の推進のための啓発、啓蒙活動等を行う。

【補導員】

郡山市少年センター条例により、定数を150名以内とする。

令和4年4月1日現在 118名

【補導員会】

補導員を会員とする組織で、補導員の研修や少年センターへの協力・活動を目的とする。

郡山市少年センター運営協議会の概要

【協議会の位置付け】

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例により設置される「附属機関」である。

【設置目的】

「少年センターの円滑な運営を図るため、郡山市少年センター運営協議会を置く。」（郡山市少年センター条例第4条第1項）

【委員の人数】

おおむね10人

【委員の任期】

2年（現在の任期 令和4年7月25日から令和6年7月24日まで）

【会長・副会長の選出】

委員の互選により定める。

【会議の招集】

会長が招集し、その議長となる。

【会議の開催】

委員の過半数の出席を要する。
年2回の開催を予定している。（例年8月と2月頃）

【会議の公開】

会議は、原則として公開とする。

【委員の身分】

非常勤特別職

【報酬】 ※令和4年度
報酬 日額 8,100円

【費用弁償】 ※令和4年度
旅費 5kmまで 600円
15kmまで 1,500円

会長・副会長の選出

郡山市少年センター条例施行規則（抜粋）

（会長及び副会長）

第3条 運営協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代表する。

会 長	
副会長	

議 事

(1) 報告事項

- ① 令和3年度少年センター事業報告について
※別添「令和4年度少年センターの概要」P6～P8参照

- ② 令和4年度少年センター運営方針・事業計画について
※別添「令和4年度少年センターの概要」P4・P5参照

(2) 協議事項

街頭補導のあり方について

---メモ---

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....